

調布市長 長友貴樹 様

調布市教育長 大和田正治 様

2024年11月25日

日本共産党調布市議団

岸本 直子

田村 ゆう子

## 2025年（令和7年）度予算編成に対する要望書

### 2025年（令和7年）度の予算編成にあたって

長引く物価高騰のもとで市民の暮らしは厳しさを増しています。

日本共産党調布市議団には、以前として暮らしにくさや生きづらなど、生活苦や国の制度矛盾からくる様々な相談が寄せられており、市民に一番身近な地方自治体の役割がいまほど重要な時はありません。

新型コロナウイルス感染症は、5類に移行後も死亡者は約32,000人、加えてインフルエンザやマイコプラズマ肺炎の感染も広がり、医療機関ではトリプルデミックともいわれる事態となっています。

物価高騰が国民生活に深刻な打撃となった要因には、これまでの政治のもと長期にわたった経済の停滞と衰退—いわば「失われた30年」から抜け出せないというに、物価高騰が市民生活に重くのしかかり格差と貧困が広がっています。

また、闇バイトや強盗事件に引き込まれる若者の事件も増えており、生活面や経済面で不安定な現在の日本社会を変えていくために、力を合わせなければなりません。

10月に衆議院選挙が行われ自公政権が過半数割れとなり、石破首相は再任されたものの、首班指名において衆議院の過半数の賛同を得られない結果でした。

今度の総選挙は、自民党の政治資金パーティーによる裏金問題、統一教会問題、企業団体献金など「政治とカネ」の問題、富裕層や大企業優先の政治、軍事費最優先による増税、気候危機に対する無策、低賃金と低年金、税負担の重さ、選択的夫婦別姓導入、マイナ保険証の矛盾、学費値上げなど、国政にかかわる多くの課題が国民の不信や怒りを招いた結果であり、政治のゆがみを変えたいという国民の思いが現れた結果ともいえます。

こうした国政の状況を踏まえ、暮らしも経済も明るい希望への道りを切り開くために、調布市は「地方自治の本旨」の通り、自治体が最も優先させなければならない「市民生活第一の市政運営」を行うことを強く求めるものです。

.....

## 1、予算編成に対する市の基本姿勢について

### (1) 健全な財政運営について

- ① 当初予算は通年予算であることに留意し、国庫補助などの特定財源に依存した公共事業の拡大は厳に戒めること。
- ② 市民生活を支える施策については、緊急対応も含め必要な予算措置を行うこと。
- ③ 市財政の歳入確保に名を借りて、市民サービスを縮小するようなことは絶対にしないこと。
- ④ 国の医療・介護制度改悪による市民生活の現状、インボイス制度導入による生活・営業等への影響について市行政として実態把握を行い、現状に見合った緊急支援施策・予算措置を行うこと。
- ⑤ 中心市街地整備事業完了以降のまちづくりについて市財政全体の健全運営を視野に入れた計画の検討を行うこと。既存の計画についても、地球温暖化対策や社会情勢の変化、市民生活を守る事を優先にすることを見極め、必要な見直しを行うこと。
- ⑥ 基金については、積み立て先にありきではなく基金本来の目的で活用し、市民生活支援最優先に活用すること。債券運用は、最大限のリスクヘッジを行い、運用規模についても適切に行うこと。

⑦ 行財政運営について

- ア、地方自治拡充のために、国と自治体との事務、権限、税財源の再配分、超過負担の解消を求めること。
- イ、多摩地域の課題「多摩格差」是正のための抜本的な財政措置を講じるよう、東京都に求めること。
- ウ、国・都に対し、学校施設改善への補助金の大幅増額を求めること。
- エ、庁内管理職や各種審議会等への女性の登用を更に積極的に進めること。
- オ、次期行革プランの市民参加プログラムについて  
見直しの必要性そのものについて、市民からの意見聴取や議論を経て、あらためて見直し、検討を行うこと。

.....

(2) 市政運営の基本姿勢について

① 市民の権利を守る市の基本的立場について

- ア、市政運営の基本に、どの部署においても日本国憲法に記された、市民の基本的人権を守ることを全職員に徹底すること。
- イ、各選挙での「市民の投票の権利を守る」対策について
  - a、市民の投票権を最大限保障すること。障害を持つ方や高齢の方など外出が困難な有権者の投票行動を制約することがないように、投票所の増設、バリアフリー化、巡回投票など投票環境の改善を行うこと。
  - b、要介護者4以下の高齢者でも、本人の投票に対する意思があれば、自宅から投票できる「郵便投票制度」の改善をはかるよう東京都に求めること。

② 人事政策について…人材育成

- ア、職員定数については現場の実態にあわせた定数配置とすること。特に法定基準を大きく下回っている福祉事務所のケースワーカーをさらに増員すること。
- イ、職員個人としても組織としても、「市民の人権尊重」「国民主権、基本的人権の永久不可侵性」「地方公共団体の責務は住民福祉の増進」という、憲法・地方自治法に沿った業務遂行を徹底するとともにそのあり方や振り返る機会を増やすこと。
- ウ、専門職は非常勤に特化せず正規職とし、専門的知見にもとづく経験が市行政に蓄積されるようにすること。
- エ、会計年度任用職員の採用については、正規代替ではなく臨時的・季節的業務に限ること。同一労働同一賃金の原則にそって正規職員並みの労働条件にすること。

③ 行政のデジタル化にあたって

- ア、マイナンバーカード取得の有無で行政手続き上の不利益をあたえないこと。  
事実上のマイナンバーカード強制となる保険証の廃止はしないこと。  
生活保護受給者や各種の福祉サービス利用者にマイナンバーカードの取得は任意であることを丁寧に説明し取得の強制をしないこと。マイナカードと保険証の紐づけ解除を希望する市民に丁寧に対応すること。現行の紙の保険証は廃止しないよう国に求めること。
- イ、デジタル化は市民の利便性向上のためであり、福祉サービスや個人情報保護・情報公開などについても、利便性の向上・制度充実をはかること。
- ウ、行政のデジタル化にあたって、国に以下のことを求めること。
  - a、基礎自治体が行うべき税システムや税の徴収方法について、基礎自治体を実施しているカスタマイズが、国の一律の標準化によって、否定されることのないようにすること。
  - b、官民データ活用推進計画の基礎自治体への押し付けは行わないこと。

- c、教育データの利活用については、教育委員会や学校現場・教師・保護者への計画段階で情報提供と現場での検討の機会を保証し、合意のもとですすめること。
- d、市民の情報コントロール権を法律に明記すること。  
EU のデジタルサービス法に学び、GAF A などプラットフォームの検索や閲覧情報選択に関するアルゴリズムの公開を求める制度をつくること。

#### ④ 公民連携について

- ア、PPP、PFI 事業については、適用案件ごとに公正で厳密な徹底検証を行うこと。
- イ、市政にかかわる産学官民連携について、市政運営における公平性・透明性を担保し、市民に開かれた市政実現のために明文化したルールを定めること。

#### ⑤ 平和事業・継承するとりくみの拡充について

- ア、ガザ攻撃中止・即時停戦に向けて日本政府が積極的に行動するよう地方自治体から求めること。
- イ、国の政策によって、自衛隊の役割が、専守防衛から大きく逸脱しかねないもとの、調布市が本人の同意なく個人の情報を自衛隊に提供することはしないこと。
- ウ、日本原水爆被爆者団体協議会（被団協）が 2024 年ノーベル平和賞受賞したことを受け、核兵器禁止条約を日本政府が批准するよう、地方自治体の首長として強く求めること。
- エ、日本国憲法を守り、調布市の非核平和都市宣言、国際交流平和都市宣言を基本に「核兵器のない平和な世界をつくる」ため世界都市とも協力し、平和事業のさらなる拡充をはかること。
- オ、平和首長会議加盟を活かし、広島・長崎への中学生の派遣事業の継続・派遣先の拡充、子ども達自身が平和な社会をつくる主体として行動できるピースボランティアの育成・交流、戦争体験を語り継ぐ若者の育成に支援を行うこと。市独自に若い世代の市民を広島・長崎の平和祈念式典に、派遣するとりくみを行うこと。
- カ、令和 3 年 4 月に加盟した日本非核宣言自治体協議会の会員自治体であることを活かして、市職員の研修、広島・長崎などへの派遣を行い、自治体における平和事業のさらなる推進体制を構築すること。
- キ、学校教育において、市内在住の戦争体験者・被爆者の経験を生で聞く機会を全校に広げ、平和学習をすすめること。市が作成した「映像記録 DVD」について各学校での配布・活用をさらに充実させること。市の平和事業、郷土博物館などの歴史関連事業で、積極的に活用すること。
- ク、調布市内または近隣市の戦争関連または現存する戦争遺跡や掩体壕など、有形・無形の財産を後世に残すべき重要な財産として保存資料を作成し、維持・保存し市の平和事業と合わせ、より広く子ども達や市民に知らせ、学ぶ機会をさらに充実させること。
- ケ、平和祈念祭の共催団体に、市内の戦争体験のある市民や被爆者団体、戦争記録保存会、ピースメッセンジャーなどの意見を反映させ、平和祈年祭の内容を充実させていくこと。
- コ、原発依存の社会から抜け出すために「脱原発をめざす首長会議」に参加すること。  
国に対して、原発再稼働、新設などの計画を見直し原子力発電所の再稼働、新規建設をしないよう求めること。

//

## 2、分野別の要望事項

### ①、市民生活にかかる負担軽減策について

- ア、国民健康保険税の引き上げを行わないこと。国に対して、国庫負担引き上げを行うよう国に強く求めること。
- イ、多子世帯の国保料（税）減免、子どもの均等割廃止及び個人事業主の傷病手当実現のため、財政支援強化を求めること。
- ウ、国民健康保険の保険税滞納者に対し、一律に資格証発行は行わないこと。
- エ、国保税の滞納分について、計画的に納入している市民に対し延滞金を徴収しないこと。

- オ、景気対策として即効性のある「消費税5%引き下げ実施」を国に求めること。
- カ、下水道料金の基本料の減免を実施すること。
- キ、市内事業者への物価高騰支援事業補助金の拡充及び、補助上限額の引き上げをすること。
- ク、物価高騰による燃料費・肥料代への補助の維持・拡充をすること。
- ケ、子ども・福祉施設への物価高騰対策への支援を強化すること。

## ②、市民の命と健康を守る対策について

### ア、感染症対策について

- a、感染拡大や高齢者施設等でのクラスター発生、医療機関のひっ迫などの状況やマスク着用などの感染防止対策の効果について、東京都が積極的に発信するよう求めること。
- b、高齢者施設や障害者施設での集中的検査の再開、新型コロナ治療薬の自己負担への助成、コロナワクチンの自己負担への補助実施を国や東京都へ求めること。市としても検討すること。
- c、コロナ後遺症の相談窓口を設置すること。
- d、コロナ患者の入院を受け入れる医療機関に対して、支援を行うよう東京都に求めること。
- e、民間医療機関では受け入れが困難なコロナ患者について、都立病院で積極的に受け入れるなど、東京都が果たす役割を強く求めること。

### イ、危険な暑さから命を守る対策について

- a、低所得者やひとり親家庭、高齢者など、支援が必要な世帯のエアコン新設・買い替え時の購入費・修理費助成に対する支援を行うこと。
- b、クーリングシェルターについて、公共施設だけでなく民間事業者との連携を含め増設を行い、市民への周知徹底を行うこと。クーリングシェルターへの経口補水液などの水分の常備、健康面や生活面の相談ができる窓口の設置を行うこと。
- c、公共施設の建て替え、修理にあたっては外断熱化を必ず行うこと。

## ③ 地方自治体が担う公共交通に対する支援について

- ア、調布市ミニバス事業は、交通不便地域解消、高齢者の社会参加促進の原点に立ち「地域福祉」「市民の交通権を守る」ために十分な予算を充てること。交通不便地域の解消は「行政の責任」であることを明確に位置付け、解消にあたっては「地域公共交通計画」の中に明確にすることとあわせて、バス事業者ではなく基礎自治体主導のもと、とりくむこと。
- イ、北路線については、昨年12月に導入されたデマンド型交通の事業の充実、理解促進を徹底させること。西路線については便数を増やすこと。
- ウ、交通不便地域の課題について  
緑ヶ丘1丁目地域・入間町地域・富士見町地域など、狹隘道路が多い交通不便地域について、地域の实情に即した交通手段の検討を、市民の声を活かしながら検討をすすめること。
- エ、増便や新設を望む市民の声にこたえる課題について
  - a、京王線つつじヶ丘駅～JR三鷹駅及び吉祥寺駅へのバス路線の拡充をおこなうこと。
  - b、多摩川住宅の将来像を踏まえ、同団地～国領駅までの路線新設または既存路線の延伸をはかること。
  - c、西部地域の多摩川沿道の路線の新設および品川通りでの日中の路線を増やすこと。
  - d、つつじヶ丘駅～調布駅間の品川通りを通るバス路線の新設を行うこと。
- オ、そのほかの交通対策について  
バス停への屋根やベンチの設置の促進についてバス事業者へ強く働きかけること。  
行政として設置基準等の緩和、設置技術開発などを視野に入れた環境改善を図ること。
- カ、つつじヶ丘南口など駅前周辺に「バス乗り場の案内板」を設置すること。
- キ、自転車駐輪場の短時間利用の無料枠を、さらに拡大すること。

## ④ 外環道工事による住民に対する対応について

事故後4年が経過した外郭環状道路トンネル工事によって、地盤補修工事による振動や低周波によ

る心身の苦痛、入間川での度重なる気泡漏出、自宅を手放し移転を迫られるなど、住民の心身の負担は解消どころか増え続けている。中央JCTにつながる南行きランプシールドトンネル工事も着手されており、今後、住民生活を脅かすようなことを許さない立場を堅持することを求める。

#### ■陥没事故の被害にあった地域への対応について

##### ア、地盤補修工事について

- a、家屋の解体工事や地盤補修工事の進め方について住民の意思を尊重し、今後もきめ細かく情報提供を行うこと。
- b、地盤補修工事が起因と考えられる入間川の気泡発出問題について、真相究明を行い、安全面の確証がない限り、南行ランプシールド工事の中止を求めること。
- c、地下水への影響について、調査ポイントを増やし、地中の状況をつまびらかに調査し住民に公表すること

##### イ、事業者が工事期間中に行う各種の補修工事に対して

- a、調布市が協力しているプラントヤード、中継ヤード、資機材詰め替え場、市道などで補修が迫られる事案が起きた際の対応について、対応するすべての事業者と調布市がその都度、確認を行ったうえで修繕を行い、経過についての記録を残すこと。

##### ウ、住民被害への補償について

- a、被害の補償を施工事業者まかせにせず、国が責任をもち二次被害をふくめてすべての住民の被害回復・生活再建の責任を果たすよう、今後も求め続けること。
- b、市内で起きた外環事故に起因する被害の補償、救済の完了を抜きにして、今後のすべての工事をしないよう求めること。ランプシールド工事を含め新たな工事を進めないこと。

#### ⑤ 調布飛行場の課題について

ア、小型飛行機墜落事故で亡くなった調布市民への賠償をすることと併せて、賠償制度を創設すること。自家用機の飛行中止と分散移転を加速化すること。

イ、調布飛行場での航空機使用事業機の利用の抑制と分散移転を進めること。

ウ、調布飛行場での航空機の不適切な利用抑止のため、自家用機・航空機使用事業機の届出法人名、搭乗人数、飛行目的について公開すること。自家用機の航空事業での使用を厳しくチェックし脱法行為を許さないこと。

エ、分散移転の進捗状況などを報告する住民説明会の実施を東京都に強く求めること。

オ、調布飛行場の建て替えについて地域住民の意向を聞き取り反映させるよう東京都に求めること。

カ、国・東京都に管制官の再配置を求めること。

#### ⑥ 産業振興、地域経済活性化について

- 1、(仮称)産業振興ビジョンをより実効性のあるものとするために、小規模企業振興基本法に基づき、市独自の産業振興条例の制定、中小企業の振興・小規模事業者の経営向上について、市の基本姿勢を明確にすること。ビジョンの具現化のために、市内事業者の実態を把握する全事業者向けの実態調査を定期的に行い、地域経済対策会議や市内商工業者などの当事者の意見が反映されるように努力を続けること。

##### 2、市内商店、市内事業者への支援について

ア、急を要する運転資金確保のために保証人なしで借りられる直貸しの生業資金融資を実施すること。

イ、コロナ禍に利用した融資分について事業者の返済について、その後の事業運営状況などに合わせ、相談できる体制を強化すること。

ウ、昨年10月からのインボイス制度導入に伴う課題について

- a、市や監理団体の契約、発注の際にインボイス登録の有無によって事業者を選別しないこと。インボイス導入に関連した取引上の問題に関する相談窓口を設置し、国保税や住民税の納税猶予・分納等の相談に応じるとともに減免の制度についても積極的に案内し利用を促すこと。

b、事実上、消費税の価格転嫁が困難な小規模事業者や個人事業主に対する支援策を実施すること。

c、シルバー人材センターに登録している市民が負担増とならない対策を講じること。

- 3、緊急対策である中小企業への融資に対する信用保証料の全額補助、利子補給など、拡充された調布市中小企業事業資金融資制度を継続しつつ、今後の拡充をめざすこと。
- 4、個別店舗や事業者への補助金申請の支援や経営指導をよりいっそう手厚くする組織的・人的支援をさらに強化すること。きめ細かな事業所支援の一環として調布市商工会への支援を拡充すること。各商店会で事務局体制を確立できる支援を広げること。  
市内商工業者の人材確保支援につながる方策をさらに拡充するとともに、中学生や若者の職場体験の拡充、人材確保につながる市内商工業を次の世代に知ってもらいとりくみを拡充すること。
- 5、市独自で公契約条例制定に向けた研究・検討を早期にすすめ、制定に向けたとりくみを行うこと。
- 6、小規模公共工事の発注について  
市内中小零細企業の登録制度の周知・徹底とともに、総合評価方式については、地元貢献度、入札不調や中止に対する影響・他団体のとりくみをふまえ検証を行い、地元企業に優先的に仕事が回るさらなる工夫を今後も行うこと。
- 7、市内の空き店舗対策の拡充について
  - a、市内事業者や消費者の意見を反映させる場をつくり、礼金・敷金が対象外となっている店舗賃借料の補助制度を拡充すること。他の自治体・商店街などの事例に学び、実施する週や月を区切った賃貸方法も検討・実施すること。
  - b、商店街の空き店舗への補助金を創設すること。  
子ども食堂等を行う場合の改装工事等への補助を行い、空き店舗を活用した「地域住民の居場所づくり」となる支援を進めること。社会福祉協議会や福祉団体と地元商店街が共同したとりくみが行えるよう、市がコーディネートすること。
- 8、個別店舗のリニューアル助成制度を拡充すること。  
インバウンドも視野に入れ、新規の来客を迎え入れるために必要なトイレの洋式化や店舗内のバリアフリー化などの店舗改装等、事業活動拡大のとりくみに支援をすること。
- 9、地場野菜の学校給食への活用は、農家との契約方法など含め量・質の確保に留意し今後も拡大し、オーガニック給食導入に向けて、農業者とも相談・研究し、今後のとりくみに活かすこと。
- 10、市民農園・学童農園・体験ファームの拡充のために今後も努力を続けること。体験ファームの運営にあたって、利用者の意向が反映されるよう農家との意見交換会や協力をお願いを続けること。
- 11、都市農業育成対策事業費補助制度のさらなる増額を図り、市内農業者が安定した経営ができるよう支援を続けること。
- 12、農作物の災害補償制度の継続・予算増額を行い、災害発生時の農業者への支援拡充のため、国や東京都の支援拡充を求めること。
- 13、農業振興策について
  - a、策定した農業振興計画を基本に、農業者や農業団体・市民とともに調布市の農地・農業の将来像を共有しながら農業振興にひきつづき努め、農業振興条例の制定をめざすこと、
  - b、営農支援の拡充とともに、税制を含む農業支援の強化を国・東京都に求めるとともに、自治体として都市農地を維持・保全する計画を今後も進めること。
  - c、耕作物の残渣（昨枯れ）に対する後処理や農地内での焼却処理（野焼き）が禁止されている現在の好業者の課題・状況等に応じて、農地内の埋設、ふじみ衛生組合への直接搬入の継続したとりくみとともに、資源ごみとしての無料回収や廃棄物処理場への搬入時の減免制度実施など、都市農業を守るとりくみとして実施すること。

## ⑦ 福祉分野の政策について

### ア、生活保護制度について

- a、「生活保護の申請は憲法25条に記された国民の権利であること」「申請時の扶養照会の強制ではないこと」などを市民に周知徹底し、誰もが安心して申請できるようにすること。  
国に対して、生活保護基準を引き上げるよう、強く求めること。

- b、エアコン設置費用の助成について、これまで支給対象外となっている受給世帯に設置費の助成、夏季加算の給付を行うよう、国に求めること。
- c、生活福祉課に社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職を増員すること。
- d、「調布市ほっとあんしん相談事業」の拡充と、総合的な問題を抱える市民をワンストップで相談できるよう受け入れ体制の強化をすること。
- e、雇用者の都合で突然解雇され住まい(寮)まで失う市民、路上生活者の解消のための支援体制強化のために夜間時間帯・年末年始など、市役所閉庁中を含めた緊急時の相談体制をつくとともに、緊急対応する住まいの確保、一時的に保護できる体制整備を行うこと。市民への情報提供を積極的に行うこと。
- f、相談者への支援・手続きを速やかに行うために、社会福祉協議会への財政支援・人的支援強化をおこなうこと。
- g、生理用品について窓口での無料配布の継続と市役所や市内公共施設のトイレへの生理用品の配架を行うこと。

#### イ、高齢者支援・介護保険制度について

- a、国に対して介護保険制度に対する国庫負担割合の引き上げ、保険料の値上げ抑制、介護が必要な人が必要なサービスが受けられる制度のために抜本的改革を行うよう、強く求めること。
- b、後期高齢者医療制度について、保険料の引き上げや医療費窓口負担など、高齢者の負担増を行わないよう、国・東京都に求めること。
- c、高齢者の医療費負担の軽減を図るため、市独自に75歳以上の医療費や入院費用助成制度を実施すること。
- d、高齢者の外出・交流の機会や場の確保、利用者の状況把握、地域での事業につなげる支援を強めること。
- e、シルバー相談室の機能を持つ見守り・相談交流の拠点を福祉圏域を視野に設置すること。
- f、「敬老会」になり替わる高齢者に対しこれまでの功績をたたえ長寿を祝う催しを行うこと。
- g、補聴器購入費補助の対象について、「世帯全員が非課税」ではなく「本人非課税」へと改善し、助成額の増額をすること。補聴器取扱店や医療機関の拡充をすすめ、情報を広く市民に知らせること。
- h、コロナ禍や物価高騰における事業所への影響、経営状況の把握など実態調査を行い、運営費の補助増額など必要な支援について、強く国に求めること。
- i、介護従事者の処遇改善を行う支援の強化を国に求めること。
- j、介護サービスを希望する市民に対して「要介護認定の申請」について、介護保険サービス利用をスタートさせるにあたって、手続きの周知を徹底すること。また、要支援・軽度要介護者への総合事業や介護サービスの内容について、市民に周知徹底につとめること。
- k、特別養護老人ホーム、老人保健施設、短期入所施設、認知症グループホームの増設など、在宅介護だけに頼らない基盤整備を整えるために、現状を把握し調布市主体の増設にとりくむこと。今後の介護体制の拡充に必要な財源を国が責任を持つよう強く、求め続けること。

#### ウ、障害者施策について

- a、障害者雇用や障害を有する職員の採用をさらに推進すること。  
市の管理団体が障害者の法定雇用を確保できるよう、財政支援、財政支援強化も含め、市の支援をさらに強化すること。
- b、障害者の雇用促進のために、事業者や市民への障害に対する理解促進に努めること。  
また、就労している障害者の賃金引き上げ、働く場の拡充のために継続的な支援拡充とともに、国への財政支援について強く要望すること。
- c、発達障害や高次脳機能障害など、近年増えている新たなニーズに対する支援を拡充すること

#### エ、健康推進事業について

- 1、マイナカードと保険証の紐づけを強制しないこと。
- 2、がん検診の有料化をしないこと。自己負担のある乳がん検診について、自己負担なしで受けられるよう負担軽減策に踏み出すこと。咽頭がん、口腔がんの検診を実施すること。

- 3、高齢者への季節性インフルエンザ予防接種が無料で実施できるよう東京都に要望すること。
- 4、子どものインフルエンザ予防接種への助成を行うこと。
- 5、不妊治療の相談・支援を強化すること。
- 6、女性特有の健康問題について、がん、妊娠出産、不妊、更年期等への対策強化を行うこと。
- 7、妊産婦検診の無料で受けられるエコーの回数を、さらに拡充すること。
- 8、妊産婦への支援拡充を行い、助産師などによる産後ケアの拡充をすること。利用者のニーズに合わせて、利用できる曜日や時間帯の拡充を図ること。
- 9、子どもの発達に関する検査について、一歳6か月健診、三歳児健診の検査内容や4歳・5歳児健診について保育園・幼稚園と連携し、必要な時にスムーズに支援につなげられるよう連携を強化すること。
- 10、正規雇用の歯科衛生士の配置をめざすとともに、現在の配置人数を拡充すること。
- 11、小島町歯科診療所のステーション化に向けて、歯科医師会など関係機関と検討を深め、市民以外の障害児・者も利用できるよう東京都や近隣市と連携を進めること。休日診療を行うにあたり、職員体制の整備拡充、出勤に対する手当の拡充なお万全の体制を整えること。
- 12、歯科口腔保健について
  - a、乳幼児期・学童期の子どもたちの健診拡充、協力している歯科医への支援拡充をすること。
  - b、すべての乳幼児・子どもたちの口腔と身体の健康を守るために、フッ化物加工、刷掃指導や給食後の歯ブラシなど、子どもの健康格差解消に資するとりくみについて健康推進課がイニシアチブを発揮し推進すること。
  - c、健診事業拡充のために、歯周病検診の対象年齢の拡充、QRコード添付でオンライン申し込み可能にするなどとりくむこと。
  - d、80歳以上の高齢者も口腔機能健診が受けられるよう対象年齢を引き上げるとともに、在宅で要介護者となっている高齢者の歯科医療や口腔指導について訪問歯科診療を行う歯科医の拡充・歯科医への支援強化など、歯科医師会などと連携しさらに支援強化すること。現行制度のさらなる周知に努めること。

## ⑧ 子育て支援施策について

### ア、保育園、幼稚園について

- a、保育士の人材確保、人材育成を行うために、保育士の配置基準の引き上げを国に求めること。保育士の賃金引上げ、労働条件の処遇改善について、市だけでなく国や東京都が改善するよう求め、安全安心の保育事業実施のための支援策強化を行うこと。
- b、公立保育園が「地域の子育て拠点」の役割を発揮できるよう、市民参加で「公立保育園のあり方検討」を行い、行革プラン優先に陥らず保育施設の状況に応じ、慎重かつ丁寧に進め、公私連携保育所への移行をこれ以上進めないこと。
- c、国や東京都の責任において、保育園の待機児解消対策を止めないよう、求め続けること。入園申込時に育休中である等の理由で、国の集計から外されている「隠れ待機児」に対する抜本的な対策（認可保育園増設、保育士の大幅確保など）を打つよう、国に求め続けること。そのためにも、市内の実態について調査を行い、対応すること。
- d、病児・病後児保育を開始した医療機関への支援強化、開始する医療機関の拡充を行うこと。
- e、市独自の私立保育園への運営費の助成を増額すること。
- f、保育士の宿舍借り上げ支援事業を継続すること。
- g、ゼロ歳児の空き定員補助を引き続き実施し、すべての空き定員が埋まるまでは継続すること。
- h、市独自に幼稚園入園料の補助増額を行うこと。東京都に対し補助制度の拡充を要望すること。
- i、時限事業である「調布市私立幼稚園運営体制充実費補助事業」を恒常的な事業にすること。また、プレ保育に参加する子育て世帯への補助を実施すること。
- j、子ども誰でも通園制度の導入にあたっては、保育士や子どもにとって負担とならないよう現場の状況を丁寧に聞き取り慎重に進めること。

### イ、障害児保育について

- a、障害児保育の充実を保育政策の重要課題に位置づけること。



- b、妊娠・出産からの切れ目のない支援を障害児分野で実現するために、保育課と子ども発達センター、健康推進課などと共同で「(仮称)障害児保育の連絡会」を設置し、障害児保育の課題整理、課題解決のための施策をともに検討すること。
- c、保育園の障害児受け入れ枠を0歳児からにすること。  
障害児や医療的ケア児、低体重児など、ケアが必要な乳幼児に対し専門的な対応ができるよう、子ども発達センターと連携し体制整備。強化を図ること。
- d、保育園や幼稚園の障害児保育の市単独補助を増額し、利用しやすいしくみにすること。

#### ウ、子育て支援策について

- a、調布市直営の児童虐待防止センターの機能を活かし、機能的なサテライトオフィスを設置するよう東京都に要請すること。東京都の多摩地域における児童相談所再編に関して、調布市に児相を設置するようひきつづき要望すること。
- b、子ども家庭センター設置について  
これまでの「子ども家庭支援センターすこやか」の事業継続の上にさらなる機能充実を行うこと。拠点移設の際には支援が途切れることのないよう利用者への周知徹底を行うこと。
- c、0歳、1歳児の一時保育の拡充、及び0歳児のショートステイを実施すること。
- d、児童手当の所得制限撤廃後、今後の支給額の増額を国に求めること。

#### エ、児童・青少年対策について

- a、「児童館のあり方検討委員会報告書」に明記されている「中核となる児童館、地域の核となる児童館」として、中高生対策などの計画を早期策定し具体化すること。  
児童館の中高生向け事業をさらに拡充させ、中高生の居場所となる「CAPS」について東部地域の増設を含め、検討すること。  
地域の児童館で、学童クラブ事業終了後に中高生向けの居場所づくりだけでなく、利用する中高生の意見を活かし、学習室の提供など工夫したとりくみに拡充させること。
- b、基幹型児童館、地域型児童館の役割を堅持し、ふさわしいスキルと専門的な力量を持つ専門職を配置すること。
- c、子ども・若者総合支援事業「ここあ」を拡充させること。
- d、ステップアップホーム事業をさらに拡充させ、利用者や地域の世話人の実態把握を行い、支援強化をすること。
- e、若者が闇バイトなどに手を染める背景となる「貧困問題」への対策を講じること。

#### オ、学童保育事業、放課後健全育成事業について

- a、「全学年受け入れ」が法制化されたことをふまえ、希望するすべての児童が学童クラブに入会できるよう、学童クラブ増設を行い、市が責任を持つこと。
- b、低学年の学童クラブ入会保留児に対する三期休業中の対策を実施すること。
- c、調布市立小学校児童への見守り事業について、子どもの安全を第一に考え、適切な人材の確保、責任の所在を明確にすること。この事業による教員への過度な負担が生じないように配慮すること。
- d、「学童クラブ」と「あそびバ」の一体的運用について  
「学童クラブ事業」は、保護者の就労支援、健全育成として「子どもの生活の場」である役割を堅持すること。「放課後健全育成事業・あそびバ」は「放課後に安全に遊べる場」であることから、それぞれの役割の違いを明確にし「一体的運用」の名のもとにそれぞれの役割が損なわれないよう堅持すること。
- e、学童クラブの障害児受け入れについて  
ゆずのき学童クラブの実践を通し、学童クラブへの障害児の受け入れ拡充、送迎実施、スペースの確保、人的配置を行い、希望する児童が入会できるよう今後も環境整備を進めること。
- f、現行の「学童クラブ条例」を堅持し基準を守ること。

## ⑨ 環境政策について

### ア、気候危機・環境における市の対策について

- a、気候危機打開に向けて、ひきつづき省エネルギー、再生可能エネルギー施策を積極的に導入すること。具体的には2030年までにCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）を2010年比50～60%削減目標を掲げた対応にとりくむこと。また公共施設改修の際に、屋上・壁面緑化に積極的にとりくむこと。
- b、国から示されたCO<sub>2</sub>削減目標にとらわれず「調布市第5次温暖化対策実行計画」の着実な実行と目標引き上げを行うこと。
- c、ペットボトル削減のために、マイボトルに自由に飲料水を組むことができる場所を公共施設などに設置すること。
- d、生ゴミ資源化（堆肥化、バイオマス）に関する先進事例の研究など、到達点と今後への課題を明らかにし、資源化の取り組みをさらに進めること。
- e、物価高騰、生活が厳しい市民の暮らしを考慮し家庭用ゴミ袋の値下げを改めて検討すること。
- f、プラスチックゴミ削減の市民への啓発促進とともに、市として3R以外の削減方策について探求し実施すること。

### イ、PFAS汚染対策について

市内の公有地内の井戸水調査結果の速やかな公表とともに、民間管理の井戸水調査をすべて把握・調査継続し、高濃度の結果が出た場合の水道水利用へ支援、PFAS除去装置設置への支援などの対策を早期に明確にすること。また福祉健康部とも連携して、希望する市民に対して血中濃度検査を実施すること。さらに東京都に原因である横田基地への立ち入り検査を求めること。

### ウ、市民生活にかかわる課題について

- a、スズメバチの巣の駆除は危険性を考慮し、近隣市の制度に倣い、無償または費用助成について実施すること。
- b、下水道ビジョンの将来のあり方について、下水道料金については市民負担が増えることのないようにすること。

### エ、放射脳汚染対策について

- a、放射線量の定点観測、学校、保育園など子どもが集まる施設での定期的な測定は、今後も引き続き行うこと。
- b、福島第一原発でのALPS処理水海洋放出をふまえ、学校や保育園の給食食材について海産物など測定食材の種類と測定頻度を増やし、ひきつづき放射能測定を継続すること。飲用する牛乳に関しては、週1回程度の頻度で測定をすること。

## ⑩ 教育・文化・スポーツ振興のために…

### ア、学校教育全般について

- a、日本国憲法に明記されている通り「義務教育は無償」にふさわしく学校給食無償化、教材費などの負担軽減、全額公費負担となるよう、国に強く求めること。
- b、教員の処遇改善のため、給特法（効率の義務教育諸学校等の教育職員の給与や勤務条件について特例を定める法律）の見直しを行い、長時間労働・過重な業務量を早期に改善するよう、国に求めること。
- c、学校における労働安全衛生体制を進めるとともに、教員への理解意識改革を促すこと。
- d、国・東京都に対して、35人学級の全学年での早期実施に必要な支援を求めつつ、実現のために市の計画を早期に着手すること。
- e、慢性的な教員不足、教員の過重労働を減らすために、スクールサポートスタッフ、エデュケーションアシスタント、専科教員などの人員の増員を行うこと。
- f、年度初めから教員不足が生じないように、東京都に対して教員の採用・育成拡充、適正配置要請を強めること。欠員が生じた場合の市独自の緊急対応を行うこと。

g、市独自の父母負担軽減策について

- ① 小規模校の卒業アルバム代などの父母負担軽減策を行うこと。
- ② 就学援助金の入学準備金の増額に加え、小中学生の体育用品費、PTA会費などへの支援も行えるよう対象費目を増やすこと。体育着、上履き、制服などの価格は過度な負担にならないよう金額の総合調整をはかること。
- ③ 就学援助を利用しない低所得者世帯に対し、遠足や修学旅行、社会科見学のバス代、移動教室など「校外活動」にかかる父母負担軽減策を拡充すること。
- ④ 私費負担の教材費負担軽減を図るため、保護者負担軽減措置分消耗品費を増額すること。
- ⑤ 物価高騰対策として市の給食費補助をさらに増額し父母負担が増えないようにすること。

i、「中学校の学校選択制度」について、学校の序列化や生徒数のかたよりへの影響など、検証報告書（平成30年）を参考に、子どもの人口動態、35人学級実施などの国の方針もふまえ、今後も制度の検証を行うこと。

j、教育委員の選出にあたっては、公募制を導入すること。

k、子どもの貧困について、教育現場の実態調査を行うこと。「子どものSOS」をいち早く察知するためにも、教職員の意識改革・向上を行い、機敏な対応ができるようにすること。

l、すべての小中学校のトイレに日用品として個包装した生理用品を常備し、いつでも使用できる環境を整えること。また、個包装の生理用品に「小中学生のPMS（月経前症候群）」「生理痛による心身の不安定」に対応する相談できる窓口、婦人科などの連絡先・悩み解決の手段等の周知を行うこと。

m、通学路の安全対策について定期的な合同調査と早期の対応は継続して行うこと。

歩道のない通学路の再点検・安全対策の実施とともに、通学路となる歩道橋の安全対策を早期に完了させること。また国など関係機関への働きかけを常に強く求めていくこと。

## イ、学校施設の改善について

a、老朽化が深刻な学校施設の改修・更新について

「公共施設マネジメント計画」に包含させる現計画は見直し「学校のことは学校単独で更新できる」ようにすること。

施設担当者・施設改修に必要な資格を持った技術者・職員の増員を行い、現地調査を進め、公マネ計画と実態が見合ったものとなっているのかを常に検証し、必要なマネ計画の見直し、予算の増額を市長部局に強く求めること。

b、学校施設の維持保全・改修について

①学校施設の改修は、外断熱を施したものとすること。

公立学校PTA連合会「施設改善・環境整備要望書」に要望されている、校舎の雨漏り修繕、教室の照明改善、トイレの改善、教室の網戸設置・修繕、プールの改修・日除け設置、手洗い場の改善、全学校のトイレの洋式化、学校敷地内にある構造物も含めた定期的な安全点検実施・修理など、子どもの学習環境や安全にかかわる修繕・補修は早期に着手し、学校間格差をなくすこと。

プールの使用に関して、更衣室やトイレ・シャワー・換気の整備など、感染対策も留意し整備を行うこと。

②学校施設の窓ガラスの耐震化（強化ガラスや飛散防止フィルム）対策を、全ての学校で早期に完了させること。

③老朽化した校庭のメンテナンスを定期的に行うこと。

また部活動で使用する校庭、テニスコートなどへの照明灯の設置について、周辺住民の理解をすすめ、生徒のケガ防止、安全に部活ができるよう、防犯対策を早期に行うこと。

c、若葉小・第4中学校の一体型の学校施設建替えについて、学童クラブの職員、図書館若葉分館の司書、児童・生徒など関係するすべての市民の声を活かし、よりよいものとなるよう力を尽くすこと。また、通学する在校生や地域への影響を最小限にするよう配慮すること。

d、染地小学校の建て替えについては、何よりも子どもたちや教員・地域の声を活かしたものとなるよう努めること。

## ウ、学習環境・学校生活を整える課題について

### a、特別支援学級について

- ①特別支援学級をさらに拡充させること。特別支援教育にかかわる教職員の研修を拡充させること。介助員のスキルアップのための研修を充実すること。
- ②巡回指導で実施中の通級教室の検証について
- ③都教委と行った校内通級教室の課題と成果について明らかにし、子どもの発育・教員の指導等の視点を重視したとりくみを進めること。
- ④国や東京都の動きを待たずに情緒障害学級の固定学級の設置も含め、一人ひとりの子どもに手厚い指導ができる環境整備・体制拡充を図ること。

### b、スクールカウンセラー事業を継続し、心の相談員も含め小中学校への配置をさらに拡充させること。

### c、スクールソーシャルワーカーの各学校への配置を継続し学校間の連携を強めること。

### d、「いじめ防止対策基本方針」を活かすため、市内の小中学校の子どもたちや教職員のアンケート調査などの実態調査を行い、個別対応に必要な専任・専門の人材の確保をすること。

### e、不登校、長期欠席の児童・生徒、長期欠席の小学校低学年児童、コロナ禍以降の自主休校の児童・生徒などに対して、オンラインを活用した学習支援や保護者を含めた心のケアを行う体制を学校任せにせず構築すること。特に、長期欠席の低学年児童や家庭への支援について居場所づくりなどの環境整備に早急にとりくむこと。

### f、調理業務を委託した学校給食については今後も継続して検証し、子どもの成長や食育に必要な献立の作成、調理環境の整備、地場産野菜の活用、オーガニック野菜の導入など、市の教育方針や各学校の食育方針が現場にもいきとどく、よりよい給食を提供すること。

子どもや保護者へのアンケート調査の継続など、市が直接状況把握を行い、委託業務のさらなる向上に努めること。

### g、アレルギー対策について、すべての学校で徹底できるよう学校給食現場で市独自の研修を継続しさらに拡充すること。

### h、現在の中学校給食の給食費の徴収方法について、前払いが困難な世帯への配慮として家計に合わせた対応ができるよう、一括払いまたは分割払いのどちらかを選択できるしくみをつくること。

### i、給食室改修工事期間中の食の提供などについて。

#### ①給食室改修工事の工期の短縮について最大限努力すること。

#### ②今後も続く給食室改修工事中の食の提供について

工事期間中の給食提供のために、他の学校の給食室の規模を大きくするなどの工夫を行い、工事実施中の小中学校への給食提供を行うことや工事期間中はあっせん弁当を利用することを原則とし、希望者は自宅からの弁当持参、あっせん弁当の保護者負担費用は給食費と同額になるよう補助を拡充する、近隣学校との連携で給食を提供するなど、工事期間中の給食もしくは食の提供を休止せず、保護者負担増にならないための方策をかならず講じること。

### j、学校図書館について

#### ①すべての学校図書館の図書標準を常に達成し、蔵書充実のため図書購入費を増額すること。

#### ②図書館司書の勤務日数、時間を増やすこと。調布市の学校図書館を支える職員が今後も安定して働くことができるよう、ひきつづき処遇改善に努めること。

### k、教育センター内の学校図書館支援センターの充実を図り、スーパーバイザー設置を進めること。

### l、部活動について、教師の負担軽減・生徒への心身の負担軽減策を調布市として講じること。

### m、学校プールの外部委託については、委託先の確保や夏休み中の水泳指導の補償、学校間格差の課題を解決するまで、拙速に進めないこと。

## エ、社会教育・スポーツや文化の向上について

### a、子どもの意見をまちづくり・市政に反映させるために、調布っ子夢発表会や福祉部所管の中学生の意見発表会などのとりくみをさらに充実させること。

また、子どもの意見を聞くとりくみを拡充させること。

### b、公民館の職員体制を拡充させること。また社会教育部との一体化については、結論を急がず、市民・各館関係者との協議を深めること。

c. 図書館事業について

①地域の図書館分館体制を維持し、中央館の運営も含めて直営を堅持すること。

市民から評価の高いさまざまなサービスを維持・拡充するために、司書など専門職人材の増員を図ること。障害者・児がいつでも利用できる図書館の読書環境づくりに努めること。

②都営住宅建て替えに伴い移転する緑ヶ丘分館については、市民の声を活かした施設となるよう東京都への働きかけも含め力を尽くすこと。

d. 図書購入費を増額し適切な除籍を行いながら、蔵書を充実させること。

ふれあいの家の運営にあたっては、各施設で運営の差が生じないように、市の基本的な運営ルールを定めたガイドラインを作成すること。

地域住民・商店などが管理しているふれあいの家について、高齢化や担い手不足等の理由で運営・鍵の管理等が厳しい状況になった場合の「ふれあいの家の今後のあり方について」は、運営委員会と時間をかけて協議し、調布市が責任をもって将来のあり方を示すこと。

e. つつじヶ丘駅周辺地域に不足する「集会施設の設置」について、今後のまちづくり協議会などにおいても、市民の意見を反映させながら利用しやすい施設整備をすすめること。

f. 神代出張所の今後について

つつじヶ丘駅北口駅前への仮移転後の神代出張所跡地の活用、今後のスケジュール、将来像を速やかに明らかにし、誰もが利用しやすい施設となるよう市民と協働して計画をつくること。

g. 郷土博物館で管理・保管されている貴重な歴史・遺跡資料を広く市民に知ってもらうため、公開展示をさらに拡充すること。

h. 調布基地跡地運動広場の「暫定スポーツ施設」の今後について

東京都の下水道処理施設の将来計画の具体化で影響を受ける「暫定スポーツ施設」の今後については、近隣市とも連携を密にして、同規模のスポーツ施設をかならず確保できるよう、東京都と協議を行うこと。

i. 調布市内にスポーツ施設となるバスケットボールやスケートボード等の練習ができる施設の整備を進めること。

⑪ 住みよいまちづくりをすすめるために

1. 調布駅周辺のまちづくりに関する課題について

ア. 調布駅前広場周辺整備の基本的な姿勢について

a. 駅前整備を進めるにあたって、最後まで市民参加と協働を市政運営の基本方針として貫くこと。時々刻々と変化する社会経済情勢を鑑みれば、工期の遅延や工費の高騰が予測されることから、計画内容や年次に固執せず必要な変更は柔軟に行うこと。

b. グリーンホール前のアオギリはすぐに伐採しないこと。新植の移殖先にはかならずアオギリの歴史を市民に知らせるための「案内板」を設置すること。

イ. 総合福祉センターの今後について

a. 調布駅周辺に、かならず総合福祉センター機能の確保を行い、その内容について広く市民に知らせること。利用者の駐車場や調布駅からのアクセスについて、利用者との協議を充分に行うこと。また多摩川駅へのエスカレーター設置を要望し続けること。

b. 総合福祉センター移転に伴う課題解決策の具体化なしに移転・解体を強行しないこと。

ウ. グリーンホールの整備について

a. 物価高騰による資材や人件費の高騰などを考慮し、事業計画スケジュールにこだわらず施設利用団体や市民の意見を十分に反映させ、「ホール機能の確保」を必ず堅持すること。施設のあり方については、計画の見直しも視野に入れて検討すること。

2. 都市計画関連事業について

ア. 都市計画道路事業に係る進捗管理について、既事業路線が完了するまでは新規路線の事業化を図らない方針を堅持し、生活道路整備に予算配分をシフトさせること。

- イ、第4次優先整備路線のうち、第5中学校の校庭を貫く都市計画道路3・4・4号線、3・4・10号線（品川通り）の市施行分、3-4-30号線の未着手部分については、計画を廃止すること。
- ウ、つつじヶ丘・柴崎駅周辺のまちづくりは、長年の住民要望である「開かずの踏切」の解消、歩行者の安全・安心の課題とともに、駅周辺のにぎわい、地元らしさを失わない検討を市民とともに進めること。都市計画道路、駅前広場の整備先にありきの駅周辺整備を絶対にしないこと。
- エ、公共施設マネジメント計画策定については、地域コミュニティを担保する圏域として、小学校区を基本とし、他の諸計画における圏域との整合性を図るとともに、今日の社会・経済情勢にかんがみて、財源確保について財政フレーム上からも改めて見直すこと。
- オ、民間マンション・個人住宅への耐震改修工事への助成制度をさらに拡充し、制度の普及・啓発を行うこと。
- カ、他自治体に例の少ない開発協力金（まちづくり協力金）については、廃止も視野にあり方を再検討すること。
- キ、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を進めるため、耐震工事が必要な事業所に対する工事費用への補助と合わせて営業補償について都・国に要望するとともに、市独自の施策を検討すること。
- ク、国分寺崖線、カニ山、深大寺のみどりなど貴重な緑地の保存・運用について、これまでのとりくみを継続しつつ、市民との協働をさらに強めること。
- ケ、「調布市公園・緑地機能再編整備プラン」での機能再編整備を急ぐこと。市が公園不足地域と認識している地域への公園設置の取り組みを強化すること。
- コ、仲よし広場（提供公園）を増やすこと、提供公園の日常管理に十分留意すること。
- サ、ボール遊びの禁止など「公遊園の禁止事項」を緩和し、ボール遊びができる公園を増やし、公園で花火ができるようにすること。バスケットボールやスケートボードなどのスポーツとしての練習機能をもつ公園について、所感部署とも連携し若者や市民の意見も反映させ整備を行うこと。
- シ、多摩川の土手について、災害対応を最優先としつつ住民・利用者・行政が利用や整備について協議する場を持つようにすること。散策、ウォーキング、ランニング、ロードバイクなど多様な利用が混在するサイクリングロードの利用ルールについて、安全面からも近隣自治体との調整をはかること。野川の自然をまもり親水性を高めること。護岸工法については、自然護岸をとりいれるよう国、都に求めること。
- ス、公・遊園地や野川・多摩川沿いのトイレ増設をすすめること。
- セ、都市計画道路について
- ソ、都市計画道路について
  - a、調布3・4・9号線の京王線との交差部分・清水架道橋について  
都市計画道路3・4・9号線の整備を進めても、架道橋下の歩行者・自転車の安全は図れないことから歩道部分の新設や拡幅などについて改善を急ぐこと。  
ひきつづき国や都、京王電鉄などと協議してこの地域全体の改善を早期に行うこと。
  - b、都市計画道路3・4・7号線喜多見国領線開通に伴い、柴崎駅・つつじヶ丘駅周辺の開かずの踏切対策としての効果について、交通量調査を中長期的に行い検証すること。
- タ、アスベスト規制について
  - a、市内民間建築物のアスベスト台帳の整備
  - b、同台帳のデータベース化
  - c、民間建築

物のアスベスト除去に関する補助制度の創設を急ぐこと。d、一般民間住宅のアスベスト使用調査・除去の促進について関係者と協議し、必要な支援・対策を行うこと。

### 3、住まいに対する支援について

- ア、「マンション管理計画認定制度」に伴い、住宅金融支援機構の利付10年債の購入やリフォーム融資の借入金利が有利となる制度だけでなく、管理組合を対象とした「低利融資制度の創設」などの支援策について研究すること。
- イ、東京都に都営住宅の新規建設を求めると共に、市営住宅の増設を行うこと。  
子育て世代の積極的な入居を進めることに加えて、一人暮らしの学生や若者を積極的に受け入れる方策も加え地域コミュニティの形成・次世代への継承を行うこと。
- ウ、高齢者、障害者、低所得者など「住宅確保要配慮者」への支援について  
低所得者、身寄りのない高齢者などが利用しやすいよう、あんしん居住制度を充実させることまたは、新たな制度の検討を進めること。

#### ⑫ 市民の安全を守る防災対策について

- ア、内水氾濫ハザードマップの普及と活用啓発をさらに拡充すること。
- イ、災害時の公式SNSなどによる、市民への災害情報などの提供を充実させること。
- ウ、総合防災訓練だけでなく、浸水時や汚泥、汚水、停電時の夜間の対応など、災害時の行動の困難さについて、身近な自治会複数でできる模擬体験の機会を増やすこと。
- エ、多摩川の治水対策について
  - a、国に対して「多摩川緊急治水プロジェクト」の前倒し実施、多摩川水系河川整備計画の点検結果にもとづく新たな治水計画の早期策定を行うこと。
  - b、東京都に対して、多摩川水系流域治水プロジェクトで東京都が実施主体となっている対策の早期完了を求めること。

以上